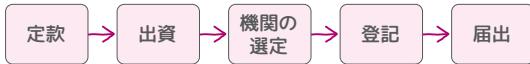


SHEET 01

会社設立

1. 会社設立時の流れ



2. 定款 会社の憲法みたいなもの

原始定款 ← 電子化可能 現行定款

会社設立時に作成され、現時点で効力を持っている定款
公証人によって変更には株主総会の特別決議が必要
認証された定款

絶対的記載事項 ← ないと定款全体が無効

- 1) 目的：会社の事業内容
- 2) 商号
- 3) 本店の所在地 ← 同一商号かつ、同一住所はX
- 4) 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
- 5) 発起人の氏名または名称および住所 ← 発起人は法人でもOK
- 6) 発行可能株式総数

変態設立事項 ← ヘンタイは株主に危害を及ぼす
かもしれない所以チェックが必要

- 1) 現物出資の価額など ← 現物出資 ← 発起人のみ (複数人可)
- 2) 財産引受の価額など
- 3) 発起人が受けける報酬
 - ・特別利益など
- 4) 設立費用

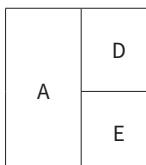
裁判所に検査役選任の
申立てが必要

検査役選任の申立てが不要な場合

現物出資 or 財産引受のとき

- ① 総額が500万円以下のとき ← 安いからいいや
- ② 市場価格のある有価証券 ← わかるからいいよ
- ③ 弁護士 or 公認会計士 or 税理士
 - (不動産のときは↑の人 + 不動産鑑定士) ← ちゃんとした人が証明したならいいよ

3. 出資



発起設立

発起人：株主

銀行などが確かに支払われたことを証明

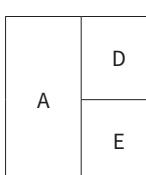
払込金保管証明書

不要 自分の
お金だから

募集設立

株主 創立総会 払込金保管証明書

要 みんなの
お金だから



※発起設立でも募集設立でも発起人は1株以上引き受ける

出資者の責任

無限責任 ← 上限なし

→会社が倒産したら個人の財産まで取られる

有限責任 ← 上限あり

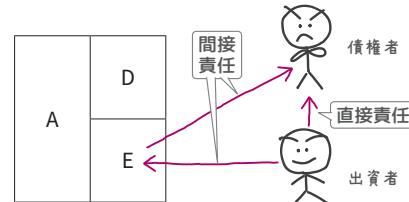
→出資した分だけ取られる

直接責任

→弁済義務を直接負う

間接責任

→会社に出資する形で弁済義務を負う



4. 設立登記

登記しないといけない主な内容

- 1) 商号、本店＆支店の所在地、目的、資本金の額
- 2) 発行可能株式総数、発行済株式総数、発行する株式の内容
- 3) 代表取締役/代表執行役：氏名＋住所
- 4) 取締役：氏名 ＋ 社外であればその旨も
- 5) 公告方法
- 6) 株式会社の機関設計
 - ✓ 取締役会設置会社であるときは、その旨
 - ✓ 監査役設置会社/監査役会設置会社であるときは、その旨 + 監査役の氏名など
 - ✓ 会計監査人設置会社であるときは、その旨 + 会計監査人の氏名/名称
 - ✓ 会計参与設置会社であるときは、その旨 + 会計参与の氏名/名称 + 計算書類の備置場所

5. 届出

事業開始のとき

	何を	いつまでに	どこに
個人事業主	開業届	1か月以内	税務署
法人	法人設立 届出書	2か月以内	

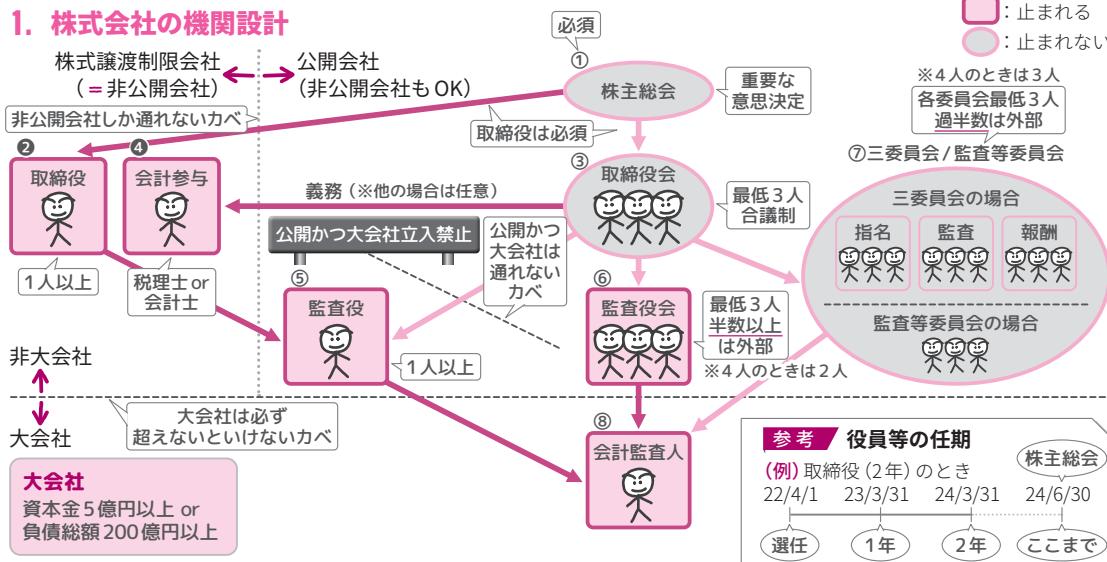
従業員を雇用したとき

	何を	いつまでに	どこに
労働保険 共通 (1人でも)	保険関係 成立届	10日以内	労基署 職安
社会保険 個人事業主 (5人～) 法人(1人～)	新規 適用届	5日以内	年金 事務所

SHEET 02

株式会社の機関設計

1. 株式会社の機関設計



2. 機関の比較

株主全員の同意により、招集手続を省略可能

		株主総会			取締役会	監査役会				
		公開会社	非公開 取締役会あり	取締役会なし						
招集手続	だれが	取締役、3%以上の議決権を持つ株主 (公開会社は6か月前から)			各取締役 (一定の場合) (株主or監査役)	各監査役				
	いつまでに	2週間前まで (短縮NG)	1週間前まで* (短縮NG)	1週間前まで* (短縮OK)	1週間前まで (短縮OK)					
	どうやって	書面、電磁的		書面、電磁的、口頭 やるよ						
議決権	原則1株1議決権、定款で定めれば1単元1議決権			1人1議決権						
議事録の備置	本店に10年間、写しを支店に5年間			本店に10年間						

※ただし、書面投票や電子投票を採用する会社は2週間前まで

3. 役員等

雇用じゃなく委任、株主総会普通決議で選任 → 役員 ← → 役員でない

		取締役	監査役	会計参与	会計監査人
職務等		業務の執行	業務監査、会計監査 (小監査役は↑のみ)	取締役、執行役と一緒に計算書類を作成	計算書類の監査
	任期	2年 (短縮OK)	4年 (短縮NG)	2年 (短縮OK)	1年 (短縮・伸長NG)
※選任後〇年以内に終了する年度で最終のものに関する定時株主総会まで		非公開会社は定款で10年まで伸長OK		三委員会設置会社は1年 (短縮OK) ※監査等委員の取締役は2年 (短縮・伸長NG)	
解任	総会普通決議	総会特別決議	総会普通決議	会計監査人がやらかしたら監査〇〇の人全員の合意で辞めさせられる	
資格	法人、元犯罪者以外		会計士or税理士(法人)	会計士(法人)	
報酬	定款または株主総会普通決議	取締役会で決定方針を決める	定款または株主総会普通決議	取締役会だが監査〇〇の同意が必要	

SHEET 03

株式会社の機関の詳細①

1. 株主総会の種類

定時株主総会

だから3月末決算の
多くの会社の総会は6月末

- 通常は事業年度終了後3か月以内に開催

臨時株主総会

- いつでも招集できる

2. 株主総会の決議

原則

議事を議決するために
必要な最小限度の得票数

	定足数	表決数	主な決議事項
普通決議	議決権を行使できる 株主の議決権の過半数 (例) 100株のとき 51/100	出席株主の議決権の過半数 (例) 26/51	役員の選任、監査役以外の役員の解任 計算書類の承認、役員の報酬、配当など
特別決議		出席株主の議決権の2/3以上 (例) 34/51	監査役の解任、減資、定款の変更 組織再編等、解散など

例外

定款で定めれば変更可能

定足数：任意（ただし表中の下線の事項は、1/3を下回ってはNG）

表決数：自社で勝手に増やすのはOK、減らすのはNG

3. 株主の権利

- 自益権：株主自身が儲ける権利
- 共益権：株主が会社の管理・運営に関与する権利

少数株主権

たくさん株を持っている一部の株主の権利

非公開会社
は不要

議決権数	権利	継続保有期間
10%	会社解散の訴え	不要
3%	総会招集、解任請求	6か月間
	帳簿閲覧	不要
1% (or 300個)	議題提案、 議案要領通知請求	6か月間

4. 取締役 / 取締役会

取締役の義務

- 善管注意義務（忠実義務）
- 競業禁止義務
 - 原則 総会普通決議の承認がないと競業的な取引をしてはいけない
- 利益相反取引規制
 - 原則 総会普通決議の承認がないと利益相反取引ができる
→ 利益が相反する債務保証などもX
- 株式会社に対する損害賠償責任
- 任務懈怠責任
 - 原則過失責任
 - 利益相反の直接取引をした取締役は無過失責任

株主提案権

- 議題提案権
テーマ（議題）を提示する
株主総会の8週間前までに提出
- 議案提案権
テーマ（議題）について話し合う
株主の提案する議案が1/10以上の賛成を得られなかつたら3年まではその株主提案を拒絶できる
- 議案要領通知請求権
株主が提出しようとする議案をあらかじめ招集通知などで他の株主に通知することを請求できる

議題 取締役選任の件
議案① Aさんを取締役に
議案②
⋮

権利の濫用を防ぐため
議案の要領の通知を請求できるのは10件まで

取締役会で決めること

- 重要な財産の処分・譲受け
- 多額の借財
- 代表取締役の選任・解任
- 支店など重要な組織の設置、変更、廃止
- 社債の発行に関する事項：募集社債の総額の決定など
- 役員の会社に対する損害賠償責任の免除
- （譲渡制限がある場合）
譲渡承認、不承認の場合の相手方の指定



Aさんを取締役に推薦したいから
Aさんの情報を株主に通知してください
1人では決められない

取締役会決議 （例）10人の場合

定足数：取締役の過半数（6/10）

表決数：出席者の過半数（4/6）

※定款で加重はできるが軽減はできない

定款で定める場合、全員が意思表示をすれば書面決議もOK

5. 監査役 / 監査役会

職務 [取締役の職務遂行の監査]

計算書類の承認←非公開会社は監査の範囲をここだけに絞った小監査役を置ける

監査役 / 監査役会決議

会計限定監査役

可決のために過半数の賛成が必要 ← 定足数の概念なし

SHEET 04

株式会社の機関の詳細②

1. 委員会設置会社

指名委員会等設置会社 コーポレートガバナンスの強化が目的

指名委員会



- ✓ 株主総会に出席する取締役
(または会計参与)の選任・解任の議案の決定

監査委員会



- ✓ 役員の職務執行の監査、報告の作成
- ✓ 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任の議案の決定
- ✓ 計算書類の監査

報酬委員会



- ✓ 役員の個人別の報酬などの内容の決定

執行役

- ✓ 指名委員会等設置会社は1人以上の執行役の選任が必要
- ✓ 執行役の中から代表執行役を選定(だから代表取締役はない)
- ✓ 執行役の任期:1年(定款で短縮OKだけど伸長はNG)

参考 執行役員

役職名の1つで会社法上は役員ではなく従業員

監査等委員会設置会社 三委員会の代わりに監査等委員会だけにすることもできる

- ただし ✓ 監査等委員の取締役と、それ以外の取締役をちゃんと区別する
- ✓ 執行役は作れない、監査等委員と代表取締役は兼任できない
 - ✓ 取締役の任期は1年(短縮OKだけど非公開会社でも伸ばせない)
 - ✓ 監査等委員の取締役の任期は2年(短縮も伸長もできない)



2. 社外取締役と社外監査役の要件

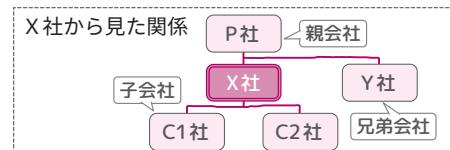
社外取締役

- ✓ X社、C社の業務執行取締役、執行役、従業員でない
- ✓ P社の取締役、執行役、従業員でない
- ✓ Y社の業務執行取締役でない ← それ以外はOK
- ✓ X社の人の配偶者、2親等以内の親族でない
- ✓ 過去10年間X社、C社の業務執行取締役でない

令和3年3月より、上場している公開会社かつ大手会社では社外取締役の設置が義務に

社外監査役

- ✓ P社の取締役、監査役、執行役、従業員でない
- ✓ Y社の業務執行取締役でない ← それ以外ならOK
- ✓ X社の人の配偶者、2親等以内の親族でない
- ✓ 過去10年間X社、C社の取締役、会計参与、執行役、従業員でない



3. 任務懈怠責任

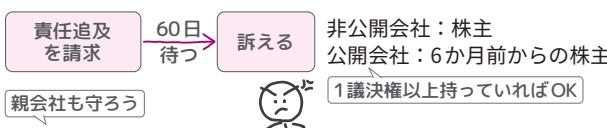
役員の怠慢で会社に損害が生じたときの責任

全株主の同意 → 任務懈怠責任の免除(一部or全部)

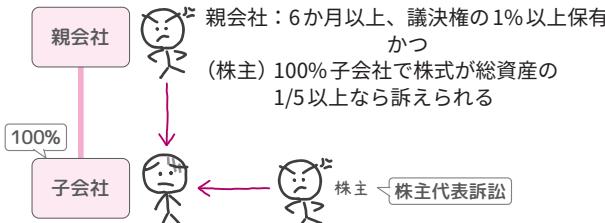
善意かつ無重過失のとき: 株主総会特別決議 → 一部免除(右表の額)

会社がなあなあで役員を訴えないとき: 株主代表訴訟

株主代表訴訟



多重代表訴訟



最低責任限度額	報酬の
① 代表取締役、② 代表執行役	6年分
③ ①以外の業務執行取締役 ④ ②以外の執行役	4年分
⑤ ①③以外の取締役、監査役 会計参与、会計監査人	2年分

免除額 = 損害賠償額 - 最低責任限度額

4. 第三者への損害賠償

悪意または重過失があって第三者に損害を与えた時は役員は損害賠償責任を負う

→ 第三者: 債権者のことが多い

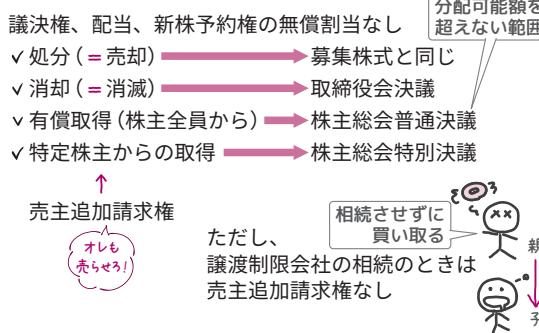
会社補償や役員賠償責任保険契約はいつも利益相反性があるため、手続規定等が整備された

SHEET 05 資金調達

1. 募集株式の発行

設立時	創立時発行株式	譲渡制限会社 非公開会社
	発行可能株式	≥1/4 制限なし
変更	議決権制限株式	発行済株式の4倍まで 制限なし
	発行済株式	≤1/2 制限なし
手続	通常の募集株式	取締役会決議
	第三者に対する有利発行	株主総会特別決議 取締役or取締役会に委任可 有効期間:1年

2. 自己株式



3. 株式併合・分割

株主の保有株数	株式併合		株式分割	
	減少 (例) 10株 → 1株	増加 (例) 10株 → 100株	変動しない	取締役会
決議	株主総会特別決議 株主に不利益なので		あり	なし
	取締役会 決議	株主総会 普通決議		

4. 社債

株式会社だけでなく持分会社も発行OK

発行の決議

- (取締役会あり) 取締役会決議
(取締役会なし) 過半数の取締役の決定

社債管理者：社債権者のために社債を管理

- 原則 社債管理者を決めて委託 プロ
例外 各社債の金額が1億円以上 委託なし
50口未満の場合 小規模 でOK

社債権者集会：社債権者版株主総会

出席した議決権者の1/2超の同意 + 裁判所の認可が必要

5. 資本金・資本準備金

資本金の方がシバリがきつい
株主が払込みor給付した額の1/2を超えない額まで
資本準備金に計上できる それ以上だと資本金に計上

資本金の額の減少

- 原則 株主総会特別決議 + 債権者保護手続
例外 ①定時株主総会の決議 ②欠損てん補目的 いずれも該当するとき
マイナスの繰越利益剰余金を0まで戻す
株主総会普通決議 + 債権者保護手続

資本準備金の額の減少

- 原則 株主総会普通決議 + 債権者保護手続
例外 ①準備金を全額資本金に組み入れる ②定時株主総会の決議による欠損てん補目的 いずれかのとき
株主総会普通決議のみ

債権者保護(異議)手続



公告して1か月以内に異議がなければ承認したものとする
完了しないと減資や合併などの効力は生じない

6. 配当に関する手続

- 原則 株主総会普通決議
※いつでも何回でもOK
会計監査人設置会社は取締役会決議でもOK
- 例外 取締役会決議：中間配当(1事業年度中1回)
※定期に定めがあるとき
株主総会特別決議：現物配当かつ金銭分配請求権がないとき

→ ただし純資産が300万円を下回る場合は配当X

7. 計算書類



計算書類等の保存期間

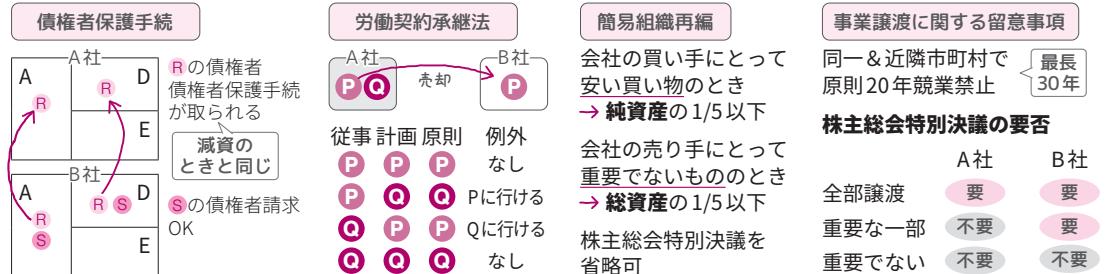
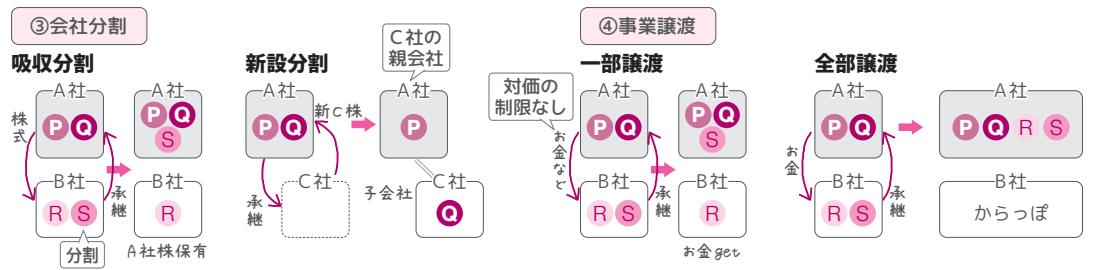
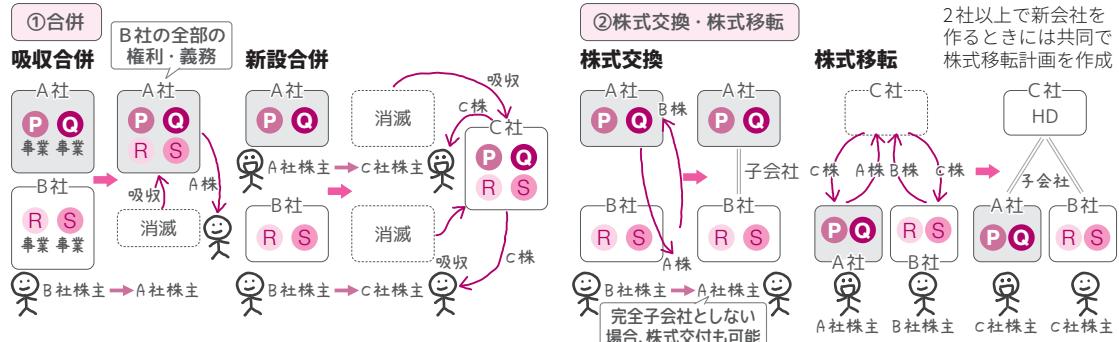
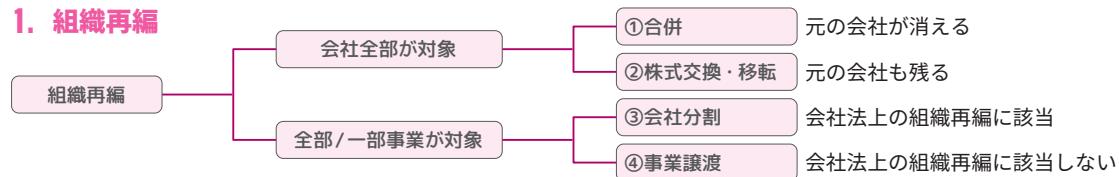
計算書類等	保存義務
計算書類・附属明細書	10年
事業報告・附属明細書	なし
(計算書類)	
B/S, P/L, 株主資本等 変動計算書、個別注記表	
3年後の6/15 3年後の6/22 5年後の6/15 5年後の6/22	
支店は写しを3年 本店は5年	

公告方法：有価証券報告書提出会社は不要

	官報/新聞	電子公告
大会社以外	B/S(要旨可)	B/S(要旨不可)
大会社	B/S,P/L(要旨可)	B/S,P/L(要旨不可)

SHEET 06 組織再編

1. 組織再編



2. 組織再編のまとめ

事前・事後の書類(書面)の備置	合併		株式交換	株式移転	会社分割		事業譲渡
	吸収合併	新設合併			吸收分割	新設分割	
株主総会特別決議の要否	合併契約の承認要		交換契約の承認要	移転計画の承認要	吸收分割契約の承認要	新設分割計画の承認要	不要*1
効力発生の時期	吸収合併契約で定めた日	新設会社成立の日	株式交換契約で定めた日	新設会社成立の日	吸收分割契約で定めた日	新設会社成立の日	事業譲渡契約で定めた日
株式買取請求権	必要		不要	株主が承継せず変わっただけ	承継対象の事業は必要		不要
債権者保護手続	必要		不要	↑参照	↑参照		↑参照
労働契約	当然承継		承継せず	↑参照	個別の合意は必要		承継せず
略式組織再編	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

*1 全部譲渡の場合、譲り渡す会社の重要な一部(総資産の1/5超)の場合、必要

SHEET 07

持分会社と組合・株式市場

持分会社と組合

覚え方：名刺どう？無名だけど…
(名・資・同 無限=名)

日本版 LLC
Limited Liability CompanyLLP
Limited Liability Partnership

	合名会社	合資会社	合同会社	民法上の組合	有限責任事業組合
社員の責任	(直接) 無限責任社員のみ	(直接) 無限責任社員 (直接) 有限責任社員	(間接) 有限責任社員のみ	無限責任	有限責任
出資	財産(金銭、現物) 労務 信用(担保とか) でもOK	無限責任社員 →財産・労働・信用 有限責任社員 →財産のみ	財産のみ	各当事者が財産、 労務、信用を出資	財産のみ
法人格	あり(会社)			なし(契約)	
登記	必要(設立要件)			なし	対抗要件
課税	法人課税			構成員課税(パススルー課税)	
人数	1人でもOK	2人以上	1人でもOK	2人以上	
その他	持分の譲渡	原則 他の社員全員の承諾 例外 業務を執行しない有限責任社員の場合 業務執行社員全員の承諾			
	定款で一部の社員を業務執行社員にできる				

株式市場

1. 株式市場の市場区分 2022年4月～再編

* 新規上場基準、上場維持基準とともに

	プライム	スタンダード	グロース
コンセプト	グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場	公開された市場における投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた企業向けの市場	高い成長可能性を有する企業向けの市場
株主数*	800人以上	400人以上	150人以上
流通株式数*	20,000単位以上	2,000単位以上	1,000単位以上
流通株式時価総額*	100億円以上	10億円以上	5億円以上
売買代金	新規上場基準 時価総額250億円以上 上場維持基準 平均売買代金0.2億円以上	一	一
流通株式比率*	35%以上	25%以上	25%以上
収益基盤(新規)	最近2年間の利益合計が25億円以上、または最近1年間の売上高が100億円以上かつ時価総額が1,000億円以上	最近1年間の利益が1億円以上	一
財務状態	新規上場基準 純資産50億円以上 上場維持基準 純資産額が正であること	純資産額が正であること	純資産額が正であること

2. 情報開示書類

上場している会社は内閣総理大臣に情報開示書類を出す必要がある



総覧期間

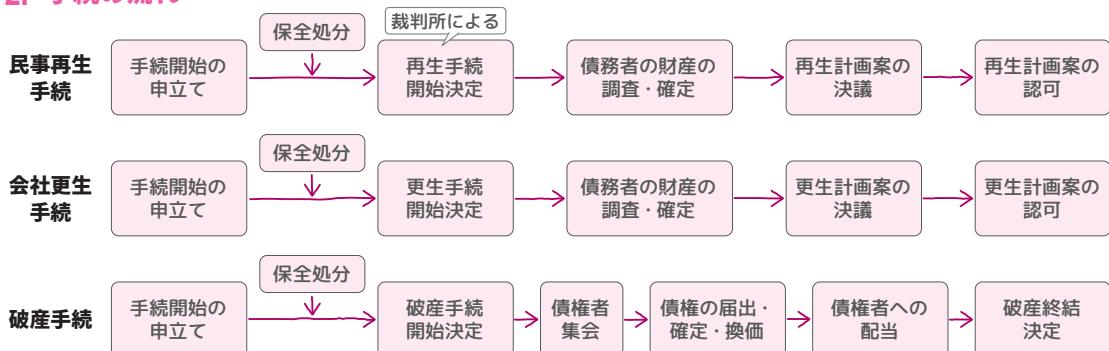
	書類名	誰が出す？	いつまでに出す？	いつまで見せる？
発行開示	有価証券届出書	有価証券の募集or 売出しをする発行者	なし(提出しないと売り出せない)	5年間
	目論見書		あらかじめ(or 売付けと同時)	なし(直接投資者へ)
継続開示	有価証券報告書	上場企業	事業年度終了後3か月以内	5年間
	半期報告書	上場企業	半期終了後45日以内 ※特定事業会社は60日以内	5年間
	臨時報告書	有価証券報告書提出会社	発生後遅滞なく	5年間
	内部統制報告書	上場企業	有価証券報告書と併せて提出	5年間

SHEET 08 倒産

1. 倒産法制

	再建型 事業は継続			清算型 事業は停止	
手続の名前	私的整理	民事再生手続 (民事再生法)	会社更生手続 (会社更生法)	破産手続 (破産法)	特別清算手続 (会社法)
特徴	法律に基づかない	再建型の基本 事業または経済生活の 再生が目的	株式会社の強力な 再建手続	他の方法が失敗 したときの最終手段 債務者の財産を 換価し公平に分配	破産手続より 柔軟で迅速な手続 債権者の同意を得ながら行う
対象	個人・法人	個人・法人	株式会社	個人・法人	清算中の株式会社
開始原因		破産手続開始の原因となる事実が生じる恐れ 事業継続に著しい支障なく債務が弁済できない	破産手続開始の原因となる事実が生じる恐れ 債務を弁済すると事業に著しい支障の恐れ	支払不能 支払停止 債務超過	債務超過の疑いなど
申立権者		債権者、債務者	債権者、株式会社、株主	債権者、債務者	債権者、清算人、監査役、株主
管理処分権	当事者間の話し合い	原則：債務者 (まれに管財人)	更生管財人	破産管財人	(特別) 清算人 (社長)
担保権の扱い		別除権 担保権消滅請求制度あり	更生担保権 更生手続に取り込まれ 更生計画の中で弁済	別除権 担保権消滅請求制度あり	原則として自由
計画案の可決要件		出席者要件： 議決権者の過半数の同意 議決権要件： 債権総額2分の1以上 の同意	出席者要件：なし 議決権要件： 債権総額2分の1超の 同意	お金だけで 決まる	※協定の可決が必要 出席者要件： 議決権者の過半数の同意 議決権要件： 債権総額の3分の2 以上の同意

2. 手續の流れ



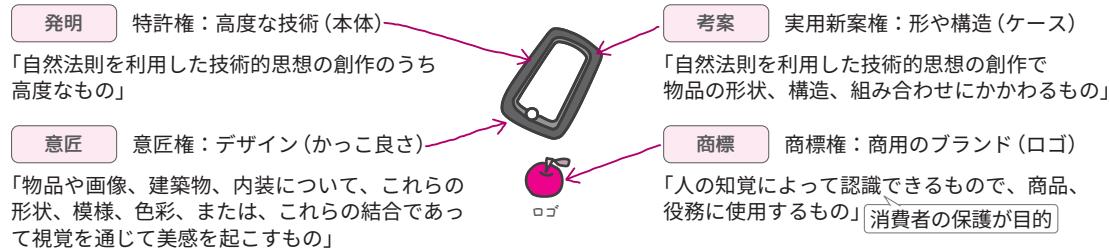
3. 債務者区分

債務者の返還能力からランク付け

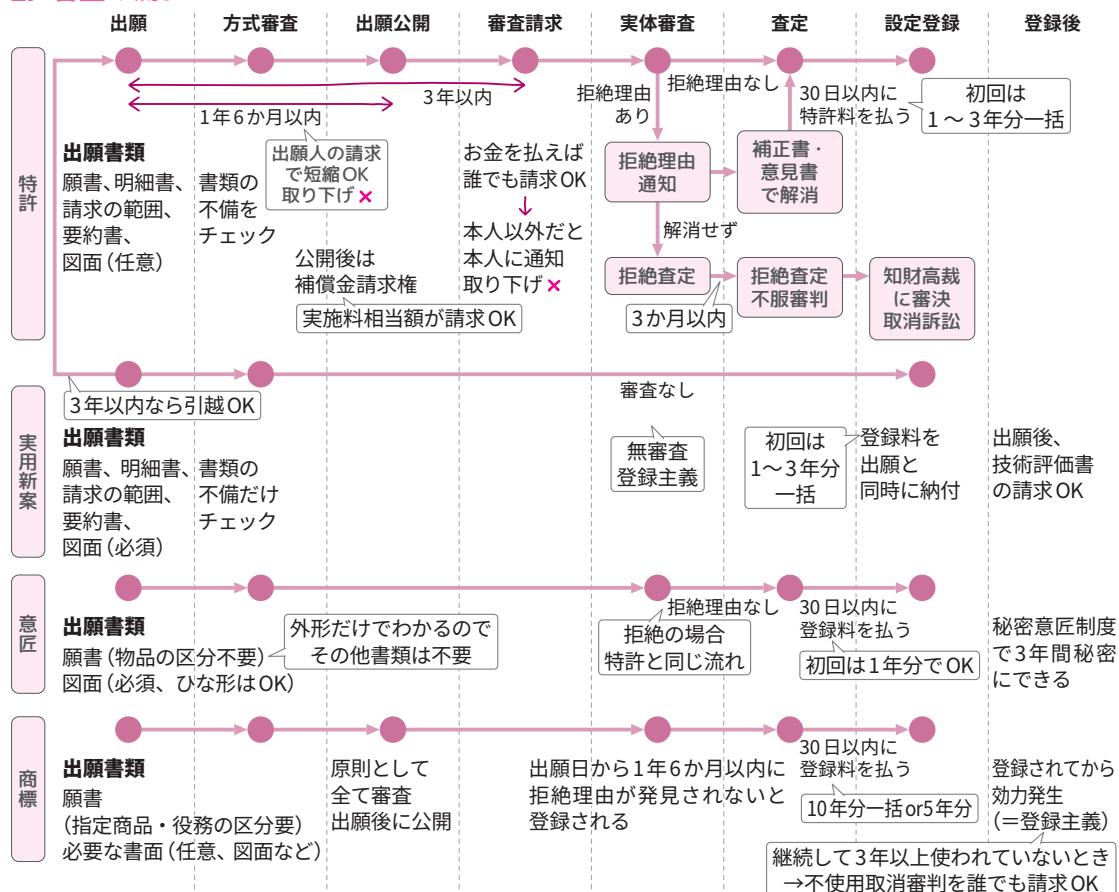
- OK
↑
↓
アウト
- 正常先： 問題なし
 - 要注意先： 金利減免・棚上げ中、業況が低調or不安定、財務内容に問題あり
 - 破綻懸念先： 経営難の状態、経営改善計画が芳しくない、今後経営破綻の可能性大
 - 実質破綻先： 法的・形式的にはアウトじゃないけどほぼアウト、実質的に経営破綻
 - 破綻先： 法的・形式的にもアウト

SHEET 09 産業財産権①

1. 産業財産権の概要

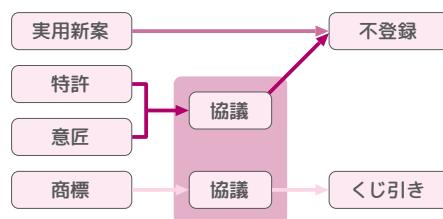


2. 審査の流れ

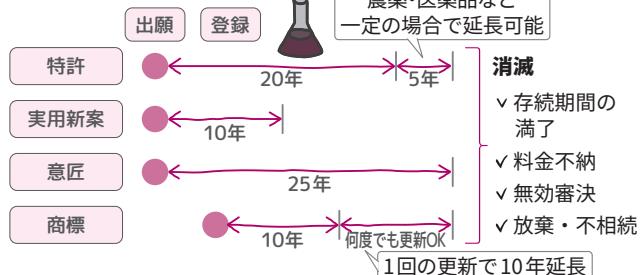


3. 同じ日に出願したとき

先願主義だが同日だと下記の通り



4. 存続期間



SHEET 10

産業財産権②

1. 要件・制限・範囲など

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	
要件	産業上の利用可能性		工業上の利用可能性	自他商品・役務識別能力を持つ (文字、図形、記号、立体、 結合、色、音、動き、 ホログラム、位置)	
	新規性があること				
	非公知、非公用、非颁布・非公表		非公知、非颁布・非公表		
	進歩性があること				
	容易に発明できること	きわめて容易に考案できること	容易に創作できること	国旗、著名な 地方公共団体の標章	
	最先の出願人のみが 特許を受けることができる		×出所の混同を生じるもの ×機能確保だけ	×公共機関と紛らわしい ×他人の商標と類似	
	先願主義			承諾があり、混同の 恐がない場合はOK	
	公序良俗(公衆衛生)に反しないこと				
効力が及ばない	試験研究のための実施など		自己の肖像・氏名・名称 などを普通の方法で表示 する商標など		
制限	調剤行為・医薬				
範囲	実施の範囲 [SHEET 11 産業財産権③ 参照]				
	・物 ・方法 ・物を生産する方法 (生産した物の使用・譲渡・ 輸入・輸出も含む)	考案に係る物品 モノのみ	意匠に係る物品 登録意匠の類似物品、形態 建物の外観・内装デザイン 物品に記録・表示されて いない画像(クラウド上 の画像など)	商品に標章を付すなど 登録商標の類似商標・商 品、役務	
	業として実施する権利を専有(排他権) 侵害されたら差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求、信用回復措置請求ができる				
	設定契約 & 設定登録要 専用実施権、通常実施権 < 設定登録不要 → 当然対抗制度				
	仮専用実施権 仮通常実施権	出願中に設定OK	仮通常実施権	専用使用権 通常使用権	
	質権の設定OK <ただし特許を受ける権利、仮○○権はX>				
	裁判通常実施権	特許庁長官 or 経産大臣の裁定で 強制的に通常実施権を設定	・自己の実施のために認め られる	不使用取消審判 →日本国内で継続して3年 以上使われていない商標 登録の取消を請求できる	
権利	裁判通常実施権 < 特許庁長官 or 経産大臣の裁定で 強制的に通常実施権を設定		・自己の実施のために認め られる		
	・自己の実施のため ・公共の利益のため ・3年以上不実施の場合に認められる				
	先使用権あり < 出願前から実施かつ善意ならOK>		先使用権あり (周知性が必要)		
無効審判	国内優先権あり		国内優先権なし		
	利害関係人のみ、いつでも	原則として、だれでも、いつでも			利害関係人(のみ)
	公報発行日から 6か月以内に限りだれでも				公報発行日から 2か月以内にだれでも

2. 新規性喪失の例外

- ✓ 特許、実用新案、意匠で適用される
- ✓ 新規性喪失が本人の意に反する場合は
例外規定適用出願や証明書提出は不要

←1年以内 →30日以内→



3. 損害の推定の比較

審査 ありは○ 過失の 推定	特許	実用新案	意匠	商標	著作	不当競争 防止
審査 あり	○	×	○ (秘密意 匠はX)	○	×	×
損害額 の推定	○	○	○	○	○	○

損害額には、ライセンス料に相当する金額も含まれられる

SHEET 11

産業財産権③

1. 職務発明など

職務と関係ないもの

職務上行われた発明 ⇔ 自由発明

特許等を受ける権利

従業員は相当の利益を受ける権利

職務発明	就業規則などであらかじめ定めあり	発生したときから企業に帰属
職務考案		
職務意匠	定めなし	従業員に帰属
職務著作	はじめから使用者に権利	

通常使用権

職務発明、職務考案	無償の通常実施権あり
職務意匠、職務著作	会社は従業者の許可を得なくても自由に特許発明を実施できる

※ 商標権には「職務商標」という概念はない

2. 特許権などの共有

実用新案権、意匠権、商標権も同様

特に合意がない場合：各共有者の持分は平等と推定
 契約等によって定められている場合：合意により決定
 特許権を共有している場合、行おうとする行為によっては共有者の同意が必要

	特許権など	参考／著作権
出願	同意があっても単独出願はX	—
権利の行使	同意不要	同意要
持分の譲渡	同意要	
専用実施権の設定	同意要	—
通常実施権の許諾	同意要	—
損害賠償請求	同意不要(単独でOK)	

3. 商標権の効力が及ぶ範囲

指定商品・役務	登録商標		
	同一(トルネード)	類似(トーネード)	非類似(強風)
同一(作業着)	○ 専用権	○ 禁止権	X
類似品(ジャケット)	○ 禁止権	○ 禁止権	X
非類似(扇風機)	X → ○ 禁止権	X	X

著名だと防護標章登録制度適用

4. 地域団体商標登録制度

地域名+商品名からなる商標 「名産」とかが入っていてもOK

✓ 工商会・商工会議所、NPOも出願OK

✓ 複数都道府県に及ぶ程度の知名度(周知性)でOK

✓ 譲渡、専用使用権の設定不可



5. 意匠権の効力が及ぶ範囲

物品形態	同一(扇風機)	類似(温風ヒーター)	非類似(照明)
同一	○ 	○ 	X
類似	○ 	○ 	X
非類似	X 	X 	X

類似の判断はデザイナーではなく需要者の感覚で決まる

6. 部分意匠・組物意匠

部分意匠

物品の一部にも独立した意匠権を認める

組物意匠

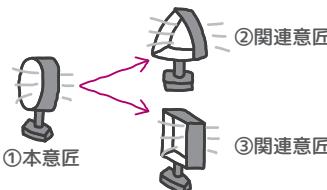
2個以上の独立した物品に対し1個の意匠権

→ セットとしての意匠権なので
 その中の一部のみには
 及ばない



7. 関連意匠制度

同一出願人であれば、本意匠に類似した②、③にも意匠権



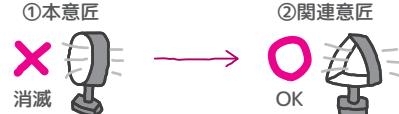
✓ 関連意匠は本意匠の出願から10年以内であれば登録OK

✓ 関連意匠にのみ類似する意匠でも登録できる

本意匠が消滅しても関連意匠が残る

関連意匠は基礎意匠の意匠登録出願から25年有効

基礎意匠：最初に本意匠として選択した1つの意匠



8. 権利の移転

特許権	持分の譲渡○、ある部分だけの譲渡X
商標権	指定商品・役務ごとに分割して移転OK
著作権	権利の一部だけの譲渡OK (例)複製権/公衆送信権だけ移転

SHEET 12 著作権

1. 著作物 著作権法の目的：文化の発展

著作物

思想または感情を創作的に表現

○ 含む

プログラム、無言劇
アドリブ講演、地図

✗ 含まない

アルゴリズム、プロトコル、
言語、法律 など

二次的著作物

原作の翻訳とかアニメ化とか

作るとき：原作者の許諾要

使うとき：二次的著作物の作者

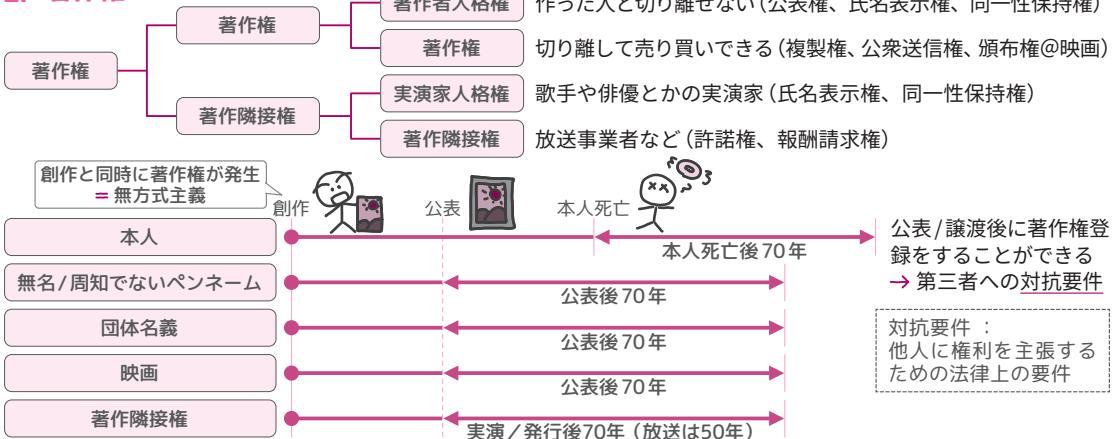
+ 原作者の許諾要

共同著作物

2人以上の人人が共同で創作した著作物

原則として全員の合意がないと権利行使できない

2. 著作権



3. 制限

著作権が制限される場合

私的利用

個人的または家庭内のみ、
違法DLは私的でも ✗

非営利・無料の利用

学校・公民館などで無料ではOK
でも複製・譲渡・公衆送信は ✗

プログラム

バックアップ、修正・改良、
ただし必要な限度内で

写り込み

写真とか動画にたまたま写っちゃったもの

著作者人格権が制限される場合

著作物の性質上やむを得ないとき

(例) 教科書用に漢字→ひらがな

プログラムの改変

バグの修正など

建築物の改変

増改築、修繕、模様替えなど

4. 著作権侵害への対抗

海外で作られた海賊版は…

- ✓ 輸入、海賊版へのリンクの提供 ✗
- ✓ 所持・販売・使用：悪意があれば ✗
アクセスコントロール技術の回避は ✗

著作権には先使用权はない

→ 著作権は相対的の独占的な権利

侵害された場合以下が可能

- ✓ 損害賠償請求
- ✓ 差止請求
- ✓ 不当利得返還請求
- ✓ 名誉回復等措置請求

5. 著作権の活用

普通に著作権を譲渡するだけだと

翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する権利

著作者人格権の行使権

は著作者に残るので別途契約に明記が必要

著作物の引用

- ✓ 引用する際は出所(出典)を明記し、引用部分と自己の著作物の区分を明らかにする
- ✓ 翻訳して引用してもOK
- ✓ 正当な範囲を超えての引用は ✗
- ✓ 公開されていない著作物の引用は ✗

参考 出版権

出版のため複製権の独占を許諾

著作権独特の権利

電子出版にも出版権が与えられるようになった

参考 パブリシティ権

著名人の氏名や肖像などの顧客誘引力のある情報の経済的利益や価値をその本人が独占できる権利のこと

✓ 法律で明文化されているものではない

✓ 人格権に根ざした権利であるため、物や動物には認められない

SHEET 13

不正競争防止法、独占禁止法

不正競争防止法

周知表示混同惹起行為 

まぎらわしい商品等表示で

他人の商品・営業っぽく見せる行為

著名表示冒用行為 著名な商品等表示の模倣は
使うだけで×

- ✓ フリークライド
- ✓ ダイリューション
- ✓ ポリューション

商品形態模倣行為 

見た目をまねる

日本国内での販売から3年以降なら
善意かつ無重過失**商品等表示**：人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの
=それを見ればその商品や事業が誰から提供されているかが分かるような表示誤認惹起行為 広告とかで消費者が勘違いしそうな
表示をする

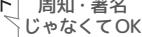
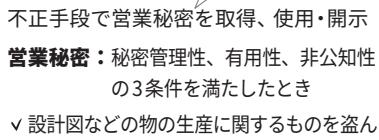
本当は発泡酒

信用毀損行為

ライバルの悪いウワサを流す



ドメイン名の不正取得等

図利加害 (=他人に損害を加える)
目的で他人の商品等表示と同一or
類似のドメイン名を取ったり
使ったりするとアウト 営業秘密の侵害 

不正手段で営業秘密を取得、使用・開示

営業秘密：秘密管理性、有用性、非公知性
の3条件を満たしたとき

- ✓ 設計図などの物の生産に関するものを盗んだことが証明できれば、その物を販売すると営業秘密を盗んで生産したと推定される
- ✓ スパイ行為などによって作られた製品を輸入（ただし、知らない&無重過失はセーフ）

代理人等の商標冒用行為

有名ブランドの代理店などが、そのブランドの商標を使って勝手に類似品を販売するとアウト

デジタルコンテンツの技術的制限手段に関する不正行為

コピープロテクトを勝手に外すとアウト
機器の販売だけでなく役務提供も×

データの不正取得・使用等

ID・パスワード等の管理を施した上で
事業として提供されるデータを
不正取得・使用するとアウト 自動運転車向けの
3次元地図データPOSシステムの売上データ


独占禁止法

独占禁止法の対象

- ✓ 私的独占：排除型、支配型
- ✓ 不当な取引制限：カルテルとか入札談合とか
- ✓ 不公正な取引方法：↓の5類型が課徴金の対象

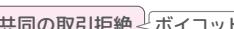
不当・不公正な取引への対応

公正取引委員会が命令を出す

- ✓ 排除措置命令
- ✓ 課徴金納付命令

独禁法違反の損害賠償責任は無過失責任

課徴金の対象となる不公正な取引方法

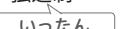
共同の取引拒絶 	差別価格 
正当な理由なしに 他の事業者を仲間外れに	事業者が相手方によって 不当に価格を差別
不当廉売	再販価格の拘束
正当な理由なしに激安で 売って周りの店をつぶす	正当な理由なしに卸に 小売時の価格を指定

課徴金減免制度

自首/チクったら
少し許してあげる報告は
電子メールで

調査開始	申請順位	減免率	協力時
前	1位	全額免除	—
	2位	20%	+最大 40%
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	+最大 20%
後	最大3社	10%	
	上記以下	5%	

優越的地位の濫用

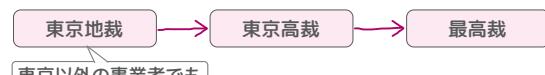
- 押し付け販売 
- 協賛金 
- 払込制 

「正当な理由なしに」
▼
「不当に」

適用除外

- ✓ 中小企業等組合などの組合
- ✓ 知財権の正当な行使など
- ✓ 著作物の再販価格維持

不服の場合



東京以外の事業者でも

独禁法の特別法

- ✓ 下請法（下請代金支払遅延等防止法）
- ✓ 景品表示法

詳しくは中小で

SHEET 14

民法の基礎知識

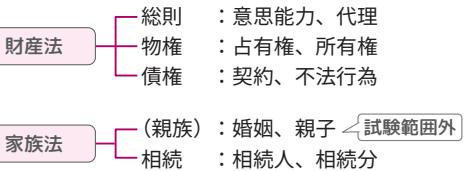
1. 民法とは

民法：人と人の関係について

一般法なので他にルールがないとき

原則
所有権絶対
契約自由
過失責任

民法

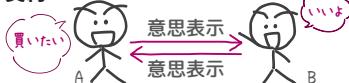


2. 基本用語

法律行為 「これがやりたい！」という意思表示に基づいて行う行為に法律がお墨付きをくれる

① 意思決定する人と人の関係で見たとき

契約



相対する複数の人の意思表示が合致

単独行為

1人の一方的な意思表示
(取消、遺言など)

合同行為



複数の人の意思表示が合致

② 形式上で見たとき

要式行為

→ 決まった方式に従う必要
(例) 遺言・婚姻など

不要式行為

→ 決まった方式不要
(例) 口頭のみの合意

③ 何がほしいかで見たとき

債権行為

→ 約束がほしい

物権行為

→ 物がほしい

能力

権利能力

権利や義務を持つことができること、
自然人や法人が持てる
※胎児は基本的に持たないが
①相続・遺贈を受ける権利
②不法行為に基づく損害賠償請求権

意思能力

意思表示などの法律上の判断ができる能力
意思能力がない人（意思無能力者）が
やった法律行為は無効

行為能力

法律行為を自分でできる地位/資格



効力・効果の種類

有効：効果・効力あり
無効：最初からなし

「やっぱりやめた」の後出しじゃんけんOK

取消：取消すまで一応有効だけど後で無効にするか選べる
追認：取消ができるが、取り消さず有効にする

故意・過失

故意

結果と因果関係がわからていながらわざと行うこと

過失：不注意や落ち度のこと
無過失：不注意や落ち度がない
軽過失：軽い不注意/落ち度
重過失：重い不注意/落ち度



善意と悪意

善意：ある事実や事情を知らないこと
悪意：ある事実や事情を知っていること

善意の第三者

当事者間の事情を知らない第三者

悪い考えといふわけではない

期限の利益

期限の到来までは債務の履行をしなくてもよいという利益のこと

（例）借りたお金を返すなど

(例) 1年後にお金を返す

= 1年後までは返さなくていい

※でも約束を破る (=お金を返さない) と期限の利益を失う

条件

停止条件：効力が停止している

条件の実現により効力が発生



解除条件

条件の実現により効力が解除される



法定利率

- ✓ その時々の市中の金利に合わせた変動制
- ✓ 3年ごとに1%単位で変動
- ✓ 今は年3%

SHEET 15 民法総則

1. 制限行為能力者

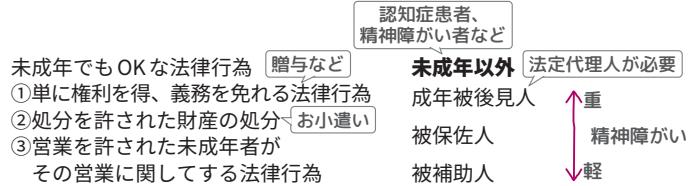
未成年 18歳未満

法律行為には法定代理人の同意が必要

→ 同意を得ず単独で行った法律行為は原則として取消OK

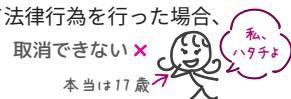
法定代理人

親権者 または 未成年後見人



詐術等を行った場合

制限行為能力者が行為能力者のふりをして法律行為を行った場合、その行為は取り消すことはできない



本当は17歳

2. 意思表示の有効性

原則

契約者 (Aさん)		契約相手 (Bさん) との契約	善意の第三者 (Cさん) に対して
認知症など	意思能力がない人	無効	無効
	制限行為能力者	取消できる	取消できる
瑕疵ある 意思表示	強迫	取消できる	取消できる (強迫された人がかわいそうなので) Aさん
	詐欺	取消できる	取消できない (騙された人もちょっと責任あるので) Aさん
冗談	心裡留保	有効 → 悪意 / 重過失は無効	対抗不能 (無効の場合、無過失の第三者に対して) 無効を主張できない Cさん
悪だくみ	通謀虚偽表示	無効	対抗不能 (過失の有無を問わない) Cさん
勘違い	錯誤	取消できる → 重過失は取消できない	取消できない (第三者が無過失の場合) ※勘違いした人もちょっと責任があるので

3. 代理の意思表示

代理とは 本人に代わり別の者が意思表示をし、その効果を本人に帰属させること

法定代理

法律の規定により代理権発生

任意代理の成立

任意代理

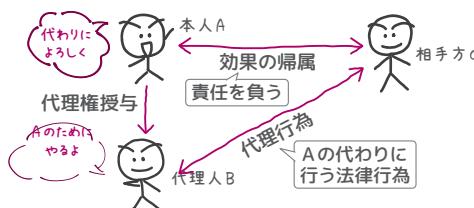
本人の意思表示により代理権発生

無権代理

代理権がない人が勝手に行う代理行為

表見代理の成立要件

- ①～③のどれか + 相手が善意無過失
- ①本人の代理権授与表示
- ②権限外の行為
- ③代理権消滅後の代理行為



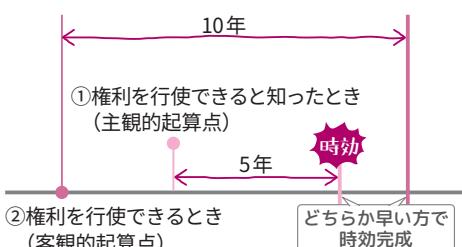
契約相手との契約	
無権代理 (勝手に代理)	原則無効 → 追認で有効
表見代理 (ぱっと見代理っぽく見える)	原則有効

要件を満たせば



4. 時效

債務不履行の損害賠償請求権の時效 (一般)



不法行為の損害賠償請求権の時效

一般的な時效

- ①損害及び加害者を知った時から3年
- ②不法行為の時から20年

生命・身体が侵害されたことによる損害の場合の時效

- ①損害及び加害者を知った時から5年
- ②不法行為の時から20年

天災その他避けることのできない事変があったとき

その障害消滅時から3ヶ月を経過するまで時效は完成しない

SHEET 16

債権と物権

1. 債権

他者に対して
一定の行為を
請求できる権利



債権の発生原因

契約

詳しくは
SHEET 17 契約

不法行為

違法に他人に損害

不当利得

違法に他人に損害を与える

事務管理

法律上の義務がない人が行う他の人の事務の管理

使用者責任

社員がやらかしたら
会社も損害賠償の
責任を負う(例)
お釣りを余分にGET

不法行為の特殊ケース



2. 保証

破産など

債務者が義務を守らないとき代わりに債務を果たす



性質	保証人	連帯保証人	説明
附従性	あり	あり	主債務と運命を共にする
随伴性	あり	あり	債権が売られたらついていく
補充性	あり	なし	①催告の抗弁権 ②検索の抗弁権
分別の利益	あり	なし	保証人が他にいたら割り勘OK

法人や経営者以外が事業用融資の保証人になるときは
公証人による意思確認手続が必要

- ✓ ただし個人事業主やその共同経営者、事業に従事している配偶者は公正証書は不要
- ✓ 契約締結日前1か月以内に必要

以下の場合、保証人に対する情報提供が必要

- ✓ 契約締結時
- ✓ 主債務の履行状況について問われたとき
- ✓ 債務者はきちんとお金を払ってる？
- ✓ 主債務者が期限の利益を喪失した場合

3. 物権

物権変動

物権：物を支配できる権利

物権変動=

物権の発生/変更/消滅

物権の発生・変更

当事者の意思表示
で効力発生
(= 意思主義)

(例) 登記

対抗要件がないと
変動を
主張できない

物権の消滅

目的物の消失
物権放棄
公的徵収 など

物権の効力

優先的効力

物権相互間の効力

先に対抗要件を
具備した方が優先

先に登記/占有した者勝ち

債権に対する効力
債権より物権の方が
優先借主より
オーナー
の方が強い
物権 > 債権

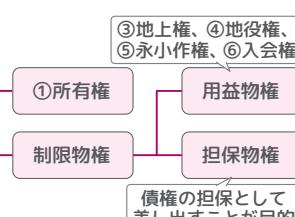
物権的請求権

自分の物権の侵害を
やめさせる権利

物権の種類

民法上の物権は10種類

物権

本権として
の物権
物の支配の根拠②占有権
賃貸住宅の住人

物上保証

他人の債務のために
自分の物を担保にする修理代払わないなら
車返さないぞ！対象となるものを占有しているとき
だけ発生する権利会社が潰れてもまず給料を払おう！
などと法律で決まっている

質草にする権利

特許権も質草にできる

占有移転しないで
債務の担保に提供

物上代位

製品の代わりに
お金を回収できる

債権者



メーカー X

手形不渡

製品販売

代金未払

卸 Y

転売

代金未払

小売 Z



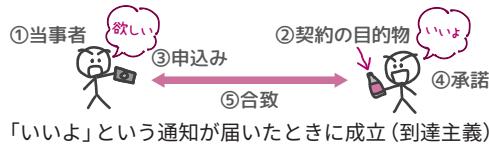
SHEET 17 契約

1. 原則

契約自由の原則

- ✓ 締結の自由
- ✓ 相手方選択の自由
- ✓ 内容決定の自由
- ✓ 方式の自由

契約の成立要件



2. 定型約款

不特定多数の人を相手として行う取引で、内容が画一的であることが合理的な取引のルール

- ✓ 定型約款を契約内容とするという表示があれば合意したとみなす
- ✓ 定型取引の合意前に請求があれば内容を示す
- ✓ 相手方の利益を一方的に害するようなひどい約款は無効



Webサービスなど

3. 役務・労働力提供の契約

無過失でも過失があったとき

名前	結果責任	契約不適合	善管注意義務	債務不履行
プロセス>雇用	×	×	×	-
結果>請負	○	○	×	○
法律行為>委任	×	×	○ 違反があるとき	○

医者、コンサルなど法律行為でないものは準委任

4. 債務不履行

債務不履行

債務者が債務の本旨に従った履行をしない

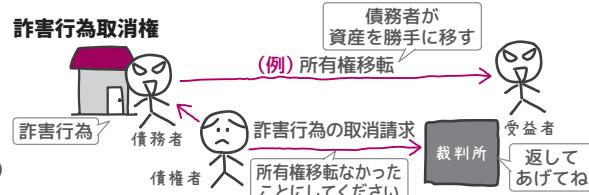
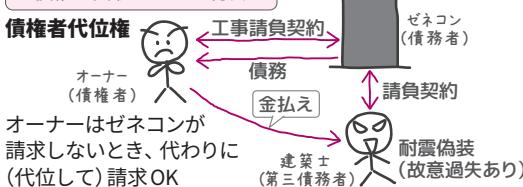


債権者は [損害賠償請求] [契約解除] ができる

債務不履行の種類

	要件	効果		
履行遅滞	①履行が可能 ②履行期を過ぎている ③債務不履行が違法	相当の期間を定めて履行の催告 → 期間内に履行されなければ契約解除OK 損害を被ったら損害賠償請求OK		※「違法」とは債務を履行しないことについて、法律上正当な理由がないこと
履行不能	①履行期に履行が不可能 ②履行不能が違法	催告なしに直ちに契約の解除OK 損害賠償の請求OK		
不完全履行	①履行が不完全 ②不完全履行が違法	追完が可能 完全な履行の請求OK、損害を被ったら損害賠償請求OK 追完が不可能 催告なしに直ちに契約の解除OK、損害賠償の請求OK		

債権の回収のための制度



5. 契約の解除

契約解除できない場合

- ①債務不履行が軽微
- ②債務不履行が債務者の落ち度による

契約解除できる場合

✓ 左記以外のとき



6. 損害賠償

債務不履行や不法行為の損害を請求できる

債権者と債務者の関係	債務不履行		不法行為
	債務不履行	不法行為	特になし
損害賠償請求ができるとき	契約関係		
	①債務不履行があった ②損害が発生した ①と②に因果関係 (債務者に帰責事由 ない場合は免責)	①故意 or 過失 ②被害者に損害 ①と②に因果関係 ③加害行為が違法 ④加害者に責任能力	
立証責任	債権者 (免責のための立証責任は債務者)		被害者

SHEET 18 相続

1. 遺産分割

遺産の取り分を決める

原則 法定相続分

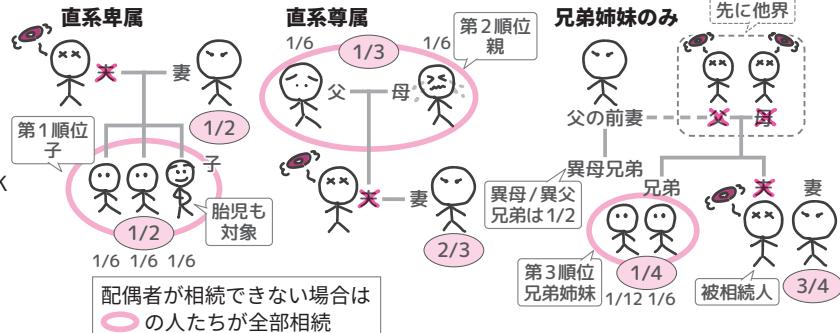
遺言 or 相続人全員の話し合い or 家裁の決定

法定相続分とは異なる分配OK

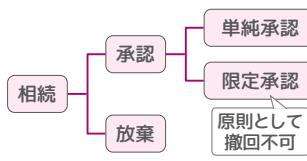
※ただし借金は法定相続分に応じた分配しかできない

※不動産や株式は分割できない

持分を相続



2. 相続の種類



内容	手續	単独手續
権利も義務も全部引き継ぐ	特になし	—
相続により得た権利の範囲内で義務を引き継ぐ	知ってから3か月以内に家庭裁判所	不可
権利も義務も引き継がない	家庭裁判所	可

3. 遺留分 (例) 愛人に多額の贈与

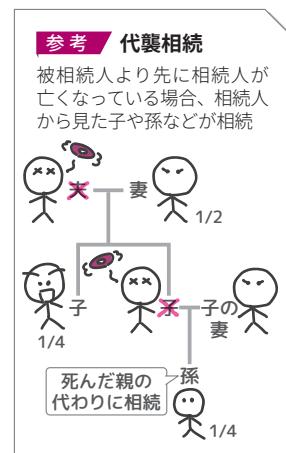
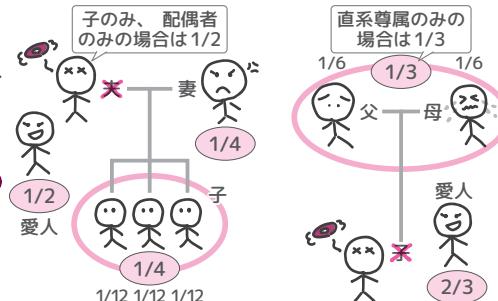
遺言があったとしても、最低限、相続人には財産を残そう！

もしもらえなかったら、遺留分侵害額請求権

(遺留分ちうたい)

知つてから1年以内に請求しないと時効

兄弟姉妹のみは遺留分なし



4. 配偶者や親族の権利

配偶者には配偶者短期居住権、配偶者居住権

結婚期間20年以上の夫婦は住居の贈与が遺産分割の計算の対象外

被相続人の介護や看病で貢献した親族は相続人に特別寄与料の請求が可能

5. 遺留分特例

非上場中小企業の跡継ぎは、ちゃんと事業承継ができるよう特例が受けられる

除外合意 生前贈与された株式を遺留分から除外



- 一部を除外合意、一部を固定合意にもできる
- 親族（推定相続人）以外の跡継ぎでも使える

覚え方：「計画は夏期」(経・確・家・許)

(特例に必要な手続) 遺留分権利者全員の合意の上で特例中小企業者であることの経産大臣への確認合意が真意であることの家庭裁判所への許可

固定合意 生前贈与の株式の評価額を事前に固定



- 除外合意や固定合意は、後継者の持つ議決権の数が総株主の議決権の数の1/2以下のときに認められる

SHEET 19

国際取引など

国際取引と国際条約

1. 国際取引

契約自由の原則による当事者間の自治が基本

争いが起こった場合の対応策

裁判

- ✓ 当事者間の契約によって準拠法を選択
- ✓ 契約に定めのない場合、最密接関係地法を採用（最密接関係地法の例）
売買契約：売主の国 不動産：不動産のある国
- 仲裁：拘束力あり
✓ お互いに決めた第三者（仲裁人）の決定に従う
- 調停：拘束力なし
✓ お互いに決めた調停人を通して話し合う

インコタームズ (INCOTERMS)

国際商業会議所 (ICC) が制定した貿易取引条件とその解釈に関する国際規則



売り手

FOB

CFR

CIF

買い手

買い手が負担

運賃のみ売り手負担

運賃 + 保険料を負担

(覚え方) パリ産の魔性のハゲは一生
ピトピト ベチョ

特許、実用新案：12か月
意匠、商標：6か月

内容

2. 国際条約 国際条約は国内法より強い

条約名	保護の対象	年	
パリ条約 <small>パリ産 ペチヨ</small>	産業財産権	1883年成立	内国民待遇、優先権、各国特許の相互独立
ベルヌ条約 <small>ペチヨ (著)</small>	著作物	1886年成立	文学的、美術的著作物の権利の国際的な保護
万国著作権条約	著作物	1952年成立	無方式主義のベルヌ条約と方式主義の国の調整
特許協力条約 (PCT) <small>ピト (P特)</small>	特許	1970年成立	同じ発明の複数国での登録の手間を減らす 日本は1978年加入
マドリッド協定議定書 <small>魔性 (マ商)</small>	商標	1989年成立	国際登録出願 (マドプロ出願) すると一発で保護
ハーグ協定 <small>ハゲは一生 (ハーグ意匠)</small>	意匠	1934、1960、 1999年成立	「ジュネーブアクト」世界知的所有権機関 (WIPO) に 1つ出願手続すると複数国で同じ効果
特許法条約 (PLT) <small>ピト (P特)</small>	特許	2016年発効 @日本	各国で異なる国内出願手続の統一化・簡素化
シンガポール条約	商標		

英文契約書

英文契約書問題によく出る単語

英語	日本語
arbitration	仲裁
adjudication (judgement)	裁判
bankruptcy	倒産
breach	違反 (契約違反)
burden of proof	立証責任
confidentiality	秘密保持
construe	解釈する、翻訳する
default	債務不履行
disclaimer	否認、否定、免責事項
disclose	開示する
force majeure	不可抗力
goodwill	無形資産、信用、のれん
governing law	準拠法

自分の英語力に応じて
対応する/しないを判断しよう

英語	日本語
hereby	これによって
mediation	調停
non-assertion	不争条項
non assignability	譲渡制限、譲渡禁止
non-competition	競業禁止
non-delegation to a third party	委任・委託禁止
non-exclusive	非独占的
obligation upon termination	(契約)終了時の義務
proprietary information	営業秘密、専有情報
provision	条項
pursuant to	～に従って
termination	契約解除、契約終了
waiver	権利放棄

SHEET 20

その他の法律・契約

1. 消費者契約法

立場の弱い消費者を守るために契約の取消や無効を定める

適用範囲

全てのB to C~
B to Bは×

契約取消

消費者が誤認・困惑したら取り消せる
気付いたときから1年or契約から5年経過すると取消不可

不当な勧誘

- ✓ 過量契約 (独居老人に大量に布団を売る)
- ✓ 断定的判断の提供
- ✓ 不利益な情報の不告知
- ✓ 不退去 (買うまで帰らない/帰さない)
- ✓ 社会生活上の経験不足の不当な利用
- ✓ 勧誘すると言わずに逃げ場のない所に連れて行って勧誘
- ✓ 相談させないように脅す
- ✓ 契約前にパッケージを開封など



契約無効

消費者の利益を不当に害する条項は無効

(例) 解除権を放棄させるなど

事業者は契約内容をわかりやすく伝え、かつ、必要な情報を消費者に提供する努力義務



2. 特定商取引法



クーリング・オフ制度：基本買ってから8日間OK
ただし以下は8日間ではない

- ✓ 通販：なし ← 自分から申込んでるので
- ✓ マルチ・内職商法：20日間 ← 惡質なので
- ✓ ネガティブオプション(送り付け商法)：
一方的に送り付けられた商品はすぐに処分してOK



送り付け商法の高級力士は
美味しいいただきてOK

3. 製造物責任法(PL法)

製造物の欠陥から被害者を保護～無過失責任

対象：製造物

対象外：「製造物」じゃない

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ✓ 工業製品 | ✓ 電気とかのエネルギー |
| ✓ 住宅に組み込まれた
電気製品 | ✓ サービス |
| ✓ ちょっとでも加工
された食品 | ✓ コンピューターのプログラム |
| | ✓ 不動産(住宅) |



対象者

メーカー・輸入業者、PBの販売者
実質製造業者(下請に作らせた親会社)

時効

損害等を知った時から5年
or 製品が引き渡されてから10年

人の生命または
身体を損害した場合

4. 景品表示法

内閣総理大臣が必要と認めるときは
景品の金額を制限



	対象	取引金額	景品の最高額	景品の総額
一般 懸賞	商品の 購入者	5,000円未満	値段×20	売上 の2%
		5,000円以上	10万円	
共同 懸賞	商店街の 福引とか	—	30万円	売上 の3%
総付 景品	もれなく プレゼント	1,000円未満	200円	制限 なし
		1,000円以上	取引金額×1/5	

広告なのに広告であることを隠すステルスマーケティングは禁止
規制対象：商品・サービスを供給する事業者(広告主)

※企業から広告・宣伝の依頼を受けたインフルエンサーなどの第三者
は規制の対象外

5. 個人情報保護法

国、独立行政法人、
地方公共団体も対象に

個人情報を扱う事業者の遵守すべき義務などを定める

個人情報取扱事業者の義務

- ✓ 個人情報の利用目的を本人に通知、または公表する
- ✓ 不適正な方法による個人情報の利用は×
- ✓ 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督する
- ✓ 個人情報を第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意(オプトイン)を得る
- ✓ 本人からの請求に応じて、開示、訂正、利用停止する
- ✓ 漏えい等が発生し個人の権利利益を害する恐れがある場合、個人情報保護委員会への報告や本人への通知をする

6. 特定電子メール法

特定電子メールの送信の
適正化等に関する法律

迷惑メールやチェーンメールなどを規制し、インターネットなどを良好な環境に保つことが目的

以下の人以外に事前の同意なしに広告・宣伝のためのメール(特定電子メール)を送ってはいけない

- ✓ 名刺など書面でアドレスを知った人
- ✓ 自分のアドレスをネットで公表している企業・個人事業主(消費者に対しては事前の同意が必要)
- ✓ 取引関係にある人

特定電子メールを送る際に義務づけられていること

- ✓ 受信拒否などの通知を受け取るためのアドレス等を表示
- ✓ メール送信に係る承諾があったことを証する記録を保存

7. フランチャイズ契約

看板を貸した責任

- ✓ 表見代理、使用者責任、名板貸し責任が発生
- ✓ 加盟店(フランチャイジー)保護のため取引条件は書面で開示する義務